

令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案説明書

1 事業名

令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業委託業務

2 目的

物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の生活の安定を図るため、各市町村による住民税非課税世帯への給付の対象とならない、住民税均等割のみ課税世帯に対し、臨時的措置として1万2千円を給付する。

3 事業の内容

別添「令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業委託業務実施要綱」のとおり

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課が業者選考を行うこととし、当該委託業務の実施内容及び遂行方法等について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方の候補者とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年（2023年）2月29日

(5) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(6) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更を加えられる場合がある。

(7) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(8) 契約保証金

ア 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第171条及び第172条の定めるところによる。

(9) 知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

5 予算額上限

委託料 1,703,224千円（給付原資1,443,012千円、市町村への名簿提供協力費や事務処理業務、コールセンター運営業務等の事務費260,212千円及び消費税含む。）

6 プロポーザル参加事業者の資格要件

- (1) 過去に、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」、「臨時福祉給付金」、「特別定額給付金」等の類似事業を元請として受託し、適切に業務を実施した実績を有すること。
- (2) 道内に本事業実施が可能な拠点の有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (10) 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書を所管庁へ提出していること。
- (11) 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ上記（3）から（10）の要件を満たしていること。
 - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。
 - ウ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 プロポーザル審査の考え方

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

- (1) 企画提案者の業務遂行能力
 - ア 低所得世帯に対する給付金に関する支給業務の受託実績があるか。
 - イ 質の高い業務従事者を確保するための工夫がされているか。
 - ウ 個人情報保護のための対策（認証制度の取得、体制、研修等）が整備されているか。
 - エ 給付金の支給について、効率的かつ速やかに実施できるスケジュールとなっているか。
- (2) 企画提案の内容
 - ア 従事者に適切に指揮命令等を行うための組織体制を組織し、各業務に精通した人材、業務量に応じた要員配置や資質向上のための研修計画など適切な職員体制が提案されているか。
 - イ 作業の効率化やコスト削減の取組みが提案されているか。
 - ウ 各業務ごとに想定されるリスクを具体的に検討し、リスクの低減に向けた考え方が示されているか。
 - エ 市町村から、安全かつ効率的に対象世帯の名簿データを受領し、安全に管理する手法について、提案がされているか。
 - オ 確認書等の送付のための印刷、封入・封緘作業、また、送付後、返送があった確認書等の審査、振

込など、処理段階ごとの業務量が具体的に検討されており、迅速かつ確実な手法や体制等が提案されているか。

カ 道民からの相談や問合せが想定される内容等を具体的に想定し、適切に対応できる手法や体制が提案されているか。

8 手続き等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係
住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話：011-231-4111（代表） 内線25-614
F A X：011-232-4070

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年（2023年）5月26日（金）から令和5年（2023年）6月5日（月）まで（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 上記担当部局又は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/154208.htm>）からのダウンロードによる。

ウ 資格審査申請書の提出

（ア）提出部数 1部

（イ）提出場所 上記（1）に同じ

（ウ）提出期限 令和5年（2023年）6月5日（月）午後5時まで

（エ）提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

（オ）申請書の内容 別紙様式による

エ 企画提案書の提出

（ア）提出部数 10部（事業者名を記入したもの：1部、事業者名を記入していないもの：9部）

（イ）提出場所 上記（1）に同じ

（ウ）提出期限 令和5年（2023年）6月15日（木）午後5時まで

（エ）提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

（オ）企画提案書の内容 別紙様式の記載内容による

オ プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案書の作成・提出にかかる費用は、提出事業者の負担とする。

(4) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。

(5) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。

(6) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(8) 提出された企画提案書は返却しない。